

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 9 日付鳥取県告示第 927 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

新 正次	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 159
川本 作造	〃
川島 巖	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 395
嶋崎卯三郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 403
〃	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 405
前島 虎造	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 406
筒井亦四郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 407
小泉 とら	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 409 の 2
嶋崎卯三郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 416
一橋万太郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 420
川村 力造	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 422
〃	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 423
川嶋 久造	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 428
嶋崎卯三郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 429
川村 力造	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 430
岩崎筆三郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 438 の 1
中本 尚	鳥取市福部町岩戸字家ノ上 443
磯島唯三郎	鳥取市福部町岩戸字家ノ上 446 の 2
山下萬太郎	鳥取市福部町岩戸字家ノ上 447
上野勇次郎	鳥取市福部町岩戸字家ノ上 448
沙魚川久四郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 457
山下萬太郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 462

沙魚川久四郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 468
前島 寅蔵	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 469
川島喜七郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 473
西谷惣三郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 479
〃	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 483
前島 寅蔵	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 489
中本 尚	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 491
西根源五郎	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 493
嶋崎卯三郎	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 501
東家 象造	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 505
山下萬太郎	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 515
筒井亦四郎	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 519
細川 喜明	鳥取市福部町蔵見字ヨジ谷 771 の 15
安田 光次	鳥取市福部町蔵見字ヨジ谷 771 の 20
安田 太吉	鳥取市福部町蔵見字ヨジ谷 771 の 32

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課